

第27号議案

平成27年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	32,707栓
(2) 年間総給水量	9,500,000m ³
(3) 一日平均給水量	25,956m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	949,700千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,889,200千円
第1項 営業収益	1,744,062千円
第2項 営業外収益	145,108千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,713,300千円
第1項 営業費用	1,662,118千円
第2項 営業外費用	41,152千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額744,400千円は過年度分損益勘定留保資金744,400千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	386,400千円
第1項 企業債	108,600千円
第2項 固定資産売却代金	10千円
第3項 負担金	133,273千円
第4項 分担金	44,517千円

第5項 補助金	100,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,130,800千円
第1項 建設改良費	1,062,928千円
第2項 企業債償還金	67,872千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 臨港道路築造に伴う配水管布設替事業に充てるため。
 - (2) 限 度 額 108,600千円
 - (3) 起債の方法 証書借入
借入期限は平成27年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
 - (4) 利 率 年利3.0%以内
 - (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。
- (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
 - (2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 150,418千円
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、12,657千円と定める。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉